

(19) 小麦・大豆の生産の実態

(単位:百万円)

府省名	調査主体	令和7年度予算額	令和8年度予算案	増▲減額	反映額
農林水産省	本省と福岡財務支局の共同調査	478,184	453,413	▲24,772	—
事案の概要	農林水産省は、水田耕作者を対象に麦・大豆等への転作を推進するための水田活用の直接支払交付金（以下「水活」という。）と、認定農業者を対象に麦・大豆といった作物の標準的な生産費と標準的な販売価格の差額分を補填する畑作物の直接支払交付金（以下「ゲタ」という。）を長年実施している。				

調査結果の概要及び今後の改善点・検討の方向性

1. 水活の受給要件、交付単価の適切性

水活は、水田で麦・大豆等を作付けした場合に交付され、最低限の収量基準を満たすことのみを求めていたり、しっかりと生産を行い、収量を増やすインセンティブが働かないのではないか。生産性要件を設けるほか、適切な栽培管理がなされる交付単価に見直すべき。

2. 大豆生産の適正化（面積払・理由書の審査等の適正化）

- 大豆は、多くの生産者において収量が極めて低く、生産性向上のインセンティブとして数量払が機能していないため、面積払の交付単価を見直す等、抜本的な措置が取られるべき。
- 基準単収の1/2を下回る（理由書の提出及び審査が必要）にもかかわらず、①多くの者が面積払の交付を受けており、②誤認に基づく不適切な制度運用がなされている地域がある、③通常時から基準単収の1/2を下回っている者に対しても交付を行っているなど、理由書の審査が形骸化している。審査を適正化し、真に不可抗力と考えられる事案にのみ面積払が交付されるべき。また、通常から基準単収の1/2を下回る者には、面積払の交付を行わないこととすべき。
- 立入調査の結果、交付申請をしているにもかかわらず、作付けなし、雑草繁茂などの適切な栽培が行われていない事例については、悪質な申請者（虚偽申請）と考えられ、再発防止の厳格な措置が取られるべき。

3. 小麦生産の適正化（基準単収、数量払の適正化）

- 基準単収が、実態より低く、足元の単収を適切に反映していないため、捨て作り防止効果が弱い。基準単収について、足元のゲタ受給者の平均単収を適切に反映した水準に見直すべき。
- ゲタの数量払は、どんなに低い単収であっても、現行制度上、受給可能であるため、相当程度低い単収で数量払を受給している事例が存在する。補助金である以上、適切な栽培の実施を求めるべき。

反映の内容等

1. 水活の受給要件、交付単価の適切性

令和7年4月11日に閣議決定された「食料・農業・農村基本計画」のとおり、令和9年度以降、水田政策を根本的に見直し、現行の水活を作物ごとの生産性向上等への支援へと転換することとしている。

2. 大豆生産の適正化（面積払・理由書の審査等の適正化）

- 2年連続して基準単収の1/2未満となった低単収者に対しては改善指導を実施し、その翌年も改善措置がなされていない場合は、基準単収を下回る合理的な理由はないとして面積払を交付しないこととする。（ただし、自然災害または気候変動の影響によるものは除く。）
- 理由書の審査を実施している地域拠点等に対し、独自解釈に基づく運用を行わないことや、単年度ごとに理由書を基に面積払交付を判断すべき旨を改めて指導・徹底するとともに、今後は、地方農政局等が中心となり統一的な視点での審査を実施する体制に見直すこととする。また、理由書審査において、客観性（第三者の証明等）を基本とし、理由書に適切な書類が添付されている場合のみ面積払の交付を行うこととする。
- 適正な執行を確保するために実施する立入調査（業務点検調査）を5年で全ての協議会に対して実施することとし、その際の点検内容を強化することとする。

3. 小麦生産の適正化（基準単収、数量払の適正化）

- 市町村ごとに設定している基準単収について、地域の実態や影響を踏まえつつ捨て作り防止の観点で令和9年度から見直しを行うこととする。
- 適切な栽培の実施に向け、相当程度単収が低い場合には理由書を提出させ審査を行うべく、面積払の辞退は原則認めないこととする。